

# 贈与手続きに関するご案内

～生前贈与の活用で相続対策～

部技料出版

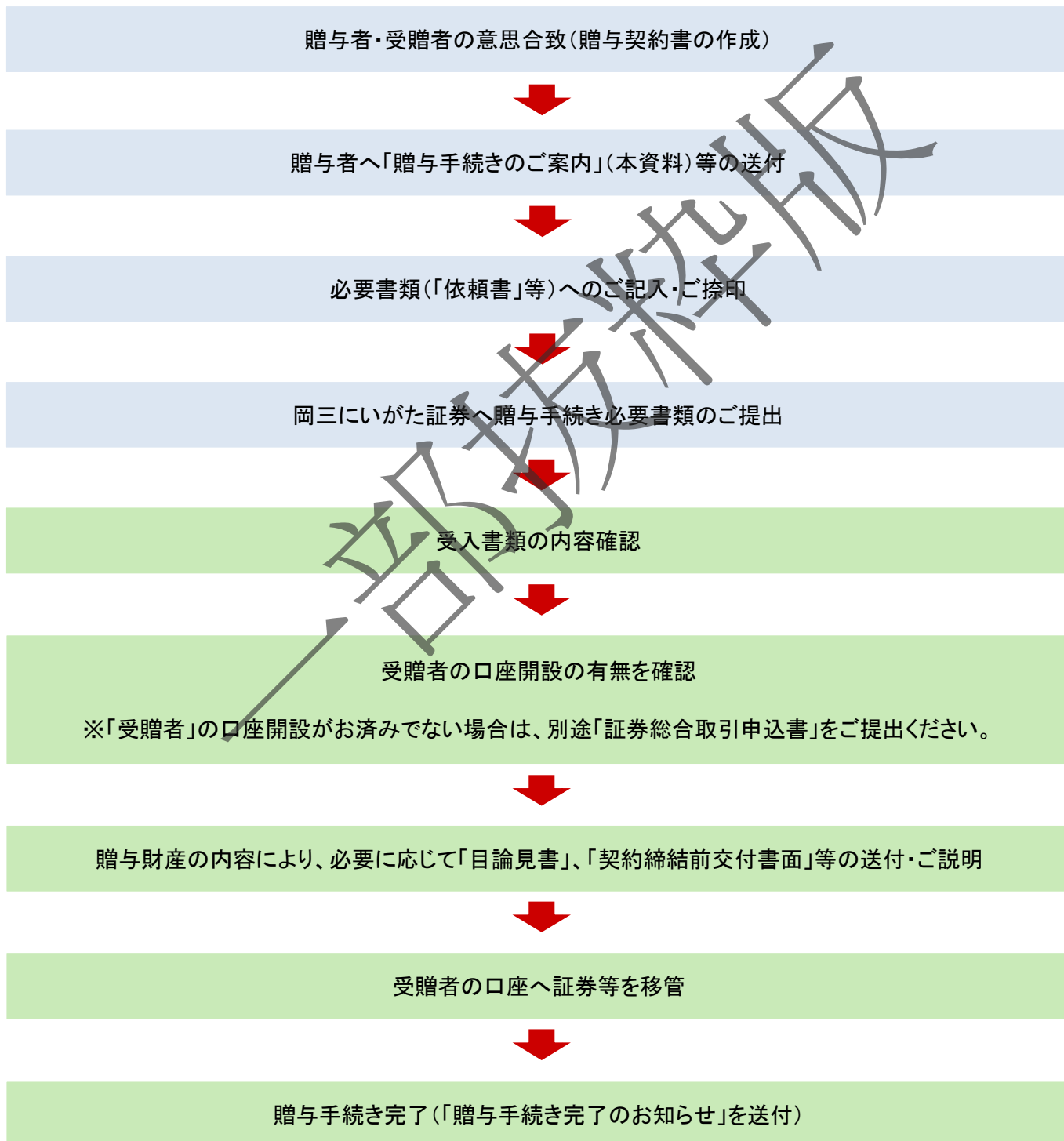
岡三にいがた証券株式会社

# 贈与について

- ①贈与とは、贈与者が生きている間に受贈者に無償で財産を譲る(あげる)ことを言います。
- ②贈与者(あげる)受贈者(もらう)という、お互いの意思合致が必要です。
- ③贈与税の取り扱い上、確実に贈与をしたと言えるためには、物や金銭を引き渡し、受け取った人が財産を管理し、自由に使える状況になっていることも重要です。

## 贈与手続きの流れ

下表の  は贈与者・受贈者、  は当社による手続きを指します。



# 贈与税の計算

## ● 110万円の基礎控除

贈与には110万円の基礎控除があります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた金額が、110万円以下であれば、贈与税は課税されません。

この110万円の基礎控除は、受贈者に対する控除です。

贈与をする者に控除があるということではありません。

### 贈与税の計算式

贈与税額 = 課税価格(1年間に贈与を受けた財産の合計額 - 110万円) × 税率 - 控除額

一般贈与			特例贈与(※2)		
課税価格(※1)	税率	控除額	課税価格(※1)	税率	控除額
～200万円	10%	0	～200万円	10%	0
～300万円	15%	10万円	～400万円	15%	10万円
～400万円	20%	25万円	～600万円	20%	30万円
～600万円	30%	65万円	～1,000万円	30%	90万円
～1,000万円	40%	125万円	～1,500万円	40%	190万円
～1,500万円	45%	175万円	～3,000万円	45%	265万円
～3,000万円	50%	250万円	～4,500万円	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

※1 課税価格は110万円控除後の金額

※2 特例贈与・・・祖父母・父母から20歳以上の子・孫への贈与

### 計算例1)

Aさんから550万円の贈与を受けた場合の贈与税額

〈一般贈与の場合〉

$$(550万円 - 110万円) \times 30\% - 65万円 = \underline{67万円}$$

〈特例贈与の場合〉

$$(550万円 - 110万円) \times 20\% - 30万円 = \underline{58万円}$$

### 計算例2)

Aさんから300万円、Bさんから150万円の贈与を受けた場合の贈与税額

〈一般贈与の場合〉

$$(300万円 + 150万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = \underline{43万円}$$

〈特例贈与の場合〉

$$(300万円 + 150万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = \underline{41万円}$$